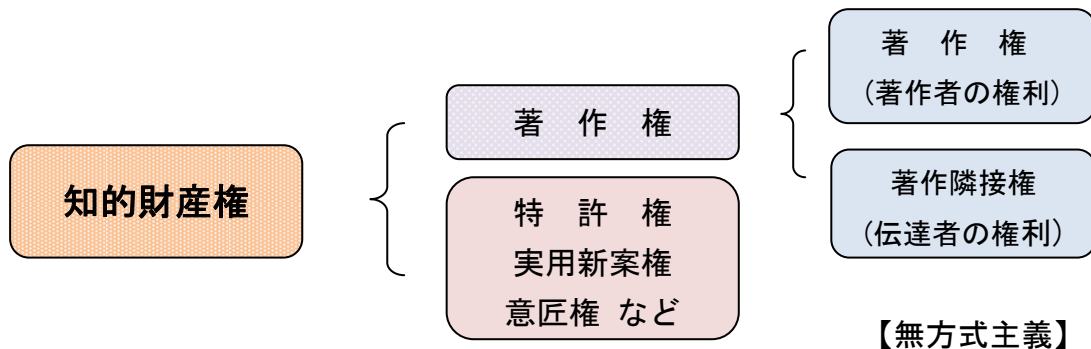


## 著作権の基礎知識

人間の知的な創作活動の成果として保護される権利を総称して「知的財産権」といいます。

特許権・意匠権などは登録しなければ権利が発生しませんが、**著作権**は著作物を創作した時点で権利が発生します(無方式主義 著作権法第17条1項)。



**著作物**とは、「思想又は感情を創作的に表現したもので、文芸・学術・美術・音楽の範囲に属するもの」(第2条1項1号)です。学術性や芸術性、専門性は問われません。

思想又は感情	単なるデータは著作物ではない。(例：富士山の標高 3776m)
創作的	誰が作成しても同じ表現になるものは著作物ではない。
表現	アイデアは著作物ではない。
文芸・学術・美術 音楽の範囲	工業製品は著作物ではない。 ※美術工芸品は美術の著作物である。(第2条2項)

**著作者**とは、「著作物を創作する者」です(第2条1項2号)。職業や年齢は問われませんので、子どもの作文や絵でも模倣したものでなければ著作物として保護されます。通常、著作者となりうるのは自然人である個人ですが、会社などが著作者となる**法人著作**(職務著作)もあります。また、映画の著作物については、「全体的形成に創作的に寄与した者」(プロデューサーや監督など)が著作者と定められています(第16条)。

著作者の権利には、著作者人格権と著作権(財産権)があります。また、実演家やレコード制作者などの権利である著作隣接権(実演家人格権・財産権)があります。

人格権は一身専属で譲渡できませんが、財産権は譲渡や相続ができます。

### 著作権の保護期間

原則として、創作の時から著作者の死後50年(第51条)

著作者人格権  
実演家人格権

著作者・実演家の生存中。ただし、死後であっても侵害になるような行為はできません(第60条)。

映画の著作物

公表後70年(第54条1項)

無名・変名の著作物  
団体名義の著作物

公表後50年(第52条1項、第53条1項)

実演、レコード  
放送、有線放送

実演・放送・有線放送後50年、レコードは音を最初に固定後50年(第101条2項)

保護期間の計算

死亡、公表等の年の翌年1月1日から起算します。

我が国の著作権法で保護される著作物は、①日本国民が創作した著作物 ②最初に日本国内で発行された著作物 ③条約により保護の義務を負う著作物ですが、(a)憲法その他の法令(条例、規則を含む) (b)国や地方公共団体の告示、訓令、通達 (c)裁判所の判決、決定、命令などは著作権が及ばないことになっています。(第13条)

著作権法で保護されている著作物を利用する際は、権利者の許諾を得ることが原則です。しかし、すべての場合に権利者の許諾を得なければならないことになると、手続きが煩雑になり、かえって「文化の発展」を阻害してしまいます。そこで、例外的に無断で利用できる(著作者の権利を制限する)場合を定めています。

この権利制限規定にはいくつかの条件がつけられていますので、無断で利用するときには、この条件を厳格に満たすことが必要になります。

## 著作権の制限

※私的使用の場合を除き、「公表された著作物」が対象

### 私的使用のための複製(第30条)

個人的に又は家庭内、これに準ずる限られた範囲内であること

使用する者が複製すること

- ・ 仕事のためのコピーは対象外です。
- ・ 「これに準ずる限られた範囲内」とは4～5人程度の「家庭内」と同じように親密で閉鎖的な関係であることが必要とされています。
- ・ 業者に依頼する複製は対象外です。

### 図書館等における複製(第31条)

政令(著作権施行令)で定める図書館等であること

営利を目的にしないこと

複製主体は図書館であること

図書館の資料であること

利用者の調査研究のための複製

著作物の一部分

一人1部

図書館資料の保存のための複製

絶版等の資料を他図書館へ提供するための複製

- ・ 小中高の学校図書館(室)は対象外です。
- ・ 実費の徴収はできません。
- ・ ホームページは該当しません。
- ・ 公衆送信までは認められていませんので、ファクシミリによるサービスは許諾が必要です。
- ・ 「一部分」とは半分を超えない部分です。

### 引用(第32条)

公正な慣行に合致していること

正当な範囲内であること

出所の明示をすること

- ・ 引用部分が明確になっていること、必然性があること、自分の著作物が[主]で、引用する著作物が[従]であることが必要です。

学校その他の教育機関における複製 (第35条1項)

営利を目的としない教育機関であること

複製主体が授業を担当する者又は受ける者であること

本人の授業で使用すること

必要限度内であること

権利者の利益を不当に害さないこと

慣行があるときは「出所の明示」をすること

- ・ 翻訳・編曲・変形・翻案して利用することもできます。(第43条)
- ・ 複製物(映画の著作物を除く)を授業担当教員及び授業を受ける者に譲渡することができます。(第47条の4)
- ・ 授業のために複製した著作物を図書室に備え置くことは目的外使用になります。(第49条)

・ 公民館や博物館などの社会教育施設、教育センターなど組織的・継続的に教育機能を営む機関が該当します。

・ 業者への依頼や教育委員会が一括して複製する場合などは対象外になります。

・ 授業に必要な「部分」、必要な「部数」です。

・ 生徒が購入することを想定して販売されている問題集等の複製や本一冊丸ごとの複製はできません。

学校その他の教育機関における公衆送信 (第35条2項)

試験問題としての複製・送信 (第36条)

- ・ 翻訳して利用することもできます。(第43条)

・ 主会場で配布や提供、上演などされている著作物を、同時に別会場へ送信して利用することができます。

・ 試験後、問題をホームページに公開することは対象外になります。

非営利・無料・無報酬の上演、演奏、上映、口述 (第38条1項)

・ 交通費や昼食代などの実費支払いは「報酬」に該当しませんが、名義が車代や弁当代であっても、実費を超えるような額は「報酬」と見なされます。

非営利・無料の貸与(第38条4項)

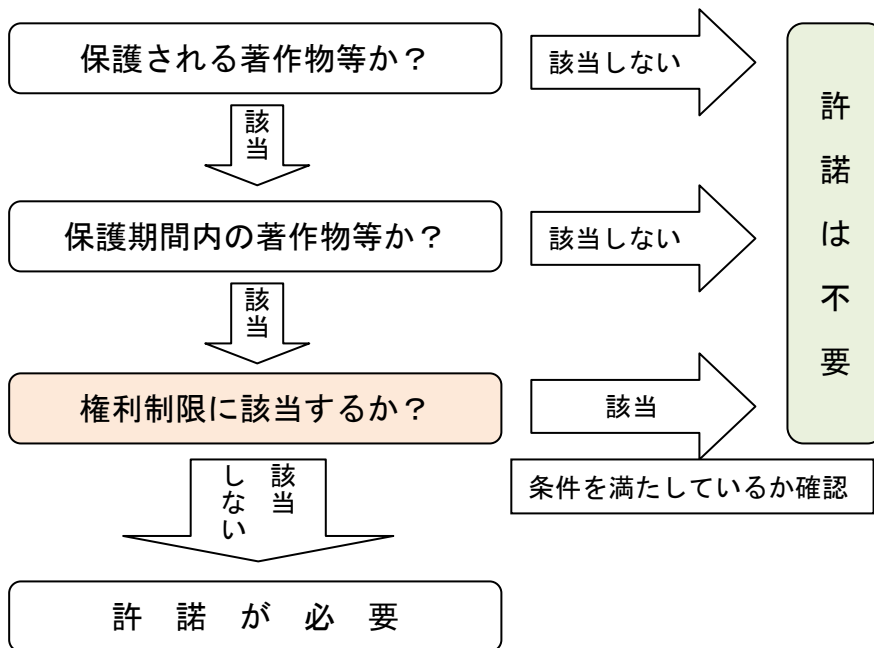
- ・映画の著作物は除きますので、雑誌等の付録(CD-ROM など)が映画の著作物であれば、本項による貸与はできません。

非営利・無料の映画の著作物の貸与(第38条5項)

- ・公共図書館等では、映画の著作物を貸し出すことができますが、著作権者に補償金を支払わなければなりません。(補償金込みのDVD等を購入して貸し出しています)

その他、＜点字による複製＞＜録音図書の作成＞などについても定められています。これらの著作権の制限規定の多くは、著作隣接権にも準用されています。(第102条)

著作物等を利用する際、許諾を得る必要があるかどうかについては、だいたいの次のような手順で判断しますが、著作者の権利を侵害しないよう十分気をつけましょう。



なお、著作権等の侵害があった場合、権利者がとりうる措置として ①差止請求 ②損害賠償請求 ③不当利得返還請求 ④名誉回復等の措置請求があります。

## 著作物の種類

### 【一般的な著作物】(第10条1項)

#### 言語の著作物

講演、論文、作文、小説、脚本、詩歌、俳句など

#### 音楽の著作物

楽曲、楽曲を伴う歌詞

#### 舞踊、無言劇の著作物

日本舞踊、バレエ、ダンス、舞踏などの振付

#### 美術の著作物

絵画、版画、彫刻、マンガ、書、舞台装置など

#### 建築の著作物

芸術的な建築物

#### 地図、図形の著作物

地図、学術的な図面、図表、設計図、立体模型など

#### 映画の著作物

映画、アニメ、ビデオ、ゲームソフトの映像部分など

#### 写真の著作物

写真、グラビアなど

#### プログラムの著作物

コンピュータ・プログラム

### 【二次的著作物】(第11条)

ある著作物を原作とし、新たに創作性を加え作られたもの

### 【編集著作物】(第12条1項)

編集物で、素材の選択や配列に創作性があるもの

### 【データベースの著作物】

(第12条の2第1項)

情報の選択や体系的な構成に創作性があるもの

戻る

## 法人著作

次の要件をすべて満たす場合、法人等が著作者になります。(第15条)

- ① 法人その他の使用者（以下「法人等」）の発意に基づき作成されるもの
- ② 法人等の業務に従事する者が作成するもの
- ③ 職務上作成されるもの
- ④ 法人等の名義で公表されるもの  
※プログラムの著作物の場合は、要件ではない。
- ⑤ 作成時の契約や就業規則などに別段の定めがないこと

### 法人等の発意

法人等の承諾を得て作成した場合や具体的な指示や承諾がなくても職務の遂行上作成が予期できる場合は「発意あり」と考えられます。

### 業務に従事する者

法人等と直接の雇用関係がない場合でも、その指揮監督下で対価を得て労務を提供し手いる場合は該当します。

### 職務上

直接命令されたものだけでなく、業務の過程で通常予期されるものも含まれます。

### 法人等の名義で公表

公表が予定されているものや予定はないが公表するとしたら法人等の名義でされと思われるものも含まれます。

法人等が著作者になると、著作物に関するすべての権利(著作者人格権・著作権)を法人等が有することになります。

戻る

## 著作者の権利

### 著作者人格権

#### 公表権

未公表の著作物（同意を得ないで公表された著作物を含む）を公衆に提供し、提示する権利（第18条1項）

#### 氏名表示権

著作物を公表する際、実名または変名を著作者名として表示する（しない）権利（第19条1項）

#### 同一性保持権

著作物を意に反して変更や削除などの改変を受けない権利（第20条1項）

### 著作権（財産権）

#### 複製権

著作物を無断で複製されない権利（第21条）

#### 上演権・演奏権

著作物を無断で公に上演や演奏されない権利（第22条）

#### 上映権

著作物を無断で公に上映されない権利（第22条の2）

#### 公衆送信権等

著作物を無断で公衆送信されない権利（第23条）

#### 口述権

言語の著作物を無断で公に口述されない権利（第24条）

#### 展示権

著作物を無断で公に展示されない権利（第25条）

#### 頒布権

映画の著作物を無断で頒布されない権利（第26条）  
※「譲渡権」と「貸与権」を併せたような権利

#### 譲渡権

著作物（映画を除く）を無断で譲渡されない権利（第26条の2）

#### 貸与権

著作物（映画を除く）を無断で貸与されない権利（第26条の3）

#### 翻訳権・翻案権等

著作物を無断で翻訳や映画化などされない権利（第27条）

#### 二次的著作物の利用に関する権利

二次的著作物の原著作者はその利用に関して、二次的著作物の著作者と同じ権利を有する（第28条）

[戻る](#)



# 著作隣接権

